

○高橋ひでとし委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第２５号ないし陳情第２７号の宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについての以上３件につきまして、一括して議題といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

陳情第２５号ないし陳情第２７号の以上３件に関わりまして、委員の皆様から、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第２５号ないし陳情第２７号の以上３件についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていききたいと思います。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 陳情第２５号、第２６号、第２７号に関しまして、自民党・市民会議としては願意に沿い難いと判断いたします。

宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備の問題に対して、宗教や宗教施設に関しては、市は全く関係性がなく、憲法上の問題であって、地方自治体、議会で判断することはできないと考えます。したがって、願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 陳情第２５号、第２６号、第２７号について、我が会派は不採択と判断いたしま

す。

その理由について、簡潔に申し上げます。宗教施設建設に伴っての法整備は、根本的に国等で行っているため、本市がそこに関わることはないという理由から、願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 結論から申しますと、公明党として不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。宗教施設は、建築基準法及び関係法令に適合していれば、衛生、防火等の安全は担保され、住民説明や合意の義務はなく、本市においては騒音の苦情等は今のところはないとのことであることから、陳情内容にあるように心配される部分は理解できたといえども、陳情事項に関しては特段見直す必要がないと思えることから、願意に沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 日本共産党は、陳情第25号ないし第27号に関しまして、願意に沿い難いと判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を述べたいと思います。

まず、本陳情の要旨に、市民が安心して暮らせる地域社会を守るための提言というのがあります。地域の安心、安全を願う思いはしっかりと受け止めております。私どもも、市民生活の安全と安心を確保するという思いについては、全く異論を挟むものではありません。その上で、本件に関しまして、市の担当部局に確認いたしましたところ、宗教施設は、建築基準法上、神社、寺院、教会、その他これらに類するものとして扱われており、建築基準法及び関係法令に適合していれば、衛生、防火、避難等の安全性は法的に担保されているとのことでした。また、同法律上、住民への説明や同意の要件は義務づけられておりません。

懸念されている騒音等につきましても、宗教施設からの音を騒音規制法や市公害防止条例で直接規制することはできないものの、仮に苦情等があった場合には、市から設置者に対して配慮をお願いする対応を取ることになっております。駐車場に関しても、当該施設は、市駐車施設附置義務条例の対象区域外であるため、問題はないとの見解でした。

さらに、陳情にあるAsahikawa Masjidにつきましても、市が把握できる限りにおいて、地域住民の方々から周辺環境への影響に関する問合せや意見、苦情等は、現時点においては確認されていないということであり、地域環境への影響については、あくまで関係法令の範囲内で指導や助言を行うものであり、宗教施設であることをもって、新たな行政指導基準を整備したり、既存制度の枠組みを見直したりすることは、信教の自由の観点からも難しいと考えられます。

以上の理由から、当該施設は法令にのっとり運営されており、地域住民からの苦情等も寄せられていない現状から判断すると、本陳情につきましても願意に沿い難いというふうに考えます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 陳情第25号、第26号、第27号、宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについて、旭川市民連合は不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に判断理由を述べます。

本陳情は、特定の宗教施設を名指しし、あたかも当該施設が市民の安全な暮らしを脅かしている

かのように表現しており、特定の信教に対する偏見や差別を扇動しかねない点で看過できないと考えています。

当該施設は、新たに建設されたものではなく、もともと不特定多数の人が集まる場として機能していた建築物であります。所有者の移転や用途の変更は法に反しない限り、所有者の自由であり、宗教施設のみを対象として不当に規制を行うことは、信教の自由や財産権の侵害に当たると考えます。

また、本陳情が懸念する交通や騒音、衛生などの課題は、一般的な集会場や商業施設でも同様に発生し得る普遍的な問題であり、既存の法令を平等に適用すれば足りる事案であると考えております。

よって、本陳情の願意には沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 陳情第25号、第26号、第27号については、不採択としたいと思います。

内容に関しては、今までの方々がおっしゃっているとおり、国やなんかで、もともとあった建物で、埼玉県川越市のように、無申請、無許可で建てられたものではありませんし、また、担当部局、それから近隣の方に聞いても、別に、今、騒音だとか何かの問題が起こっているわけではないということです。これらの陳情に関しては不採択でいいと思っております。

○高橋ひでとし委員長 それでは、いずれも不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第25号ないし陳情第27号の以上3件につきましては、いずれも不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第25号ないし陳情第27号の以上3件につきましては、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第28号、職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第28号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 陳情第28号に関しまして、自民党・市民会議としては願意に沿い難いと判断いたします。

本陳情の要旨に記載されているとおりに、行政の労働組合によるチェックオフ制度の運用に際しては、行政の政治的中立の確保、地方公務員法第36条に基づく政治的行為の制限、職員一人一人の組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重という3原則の下で、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められるということに関しては賛同できますが、しかしながら、議会において、本件は、労働三権に関する問題であって、労働組合の活動に対して議会は干渉することはできないと考えます。違法な行為は許されないということは確かであります。調査行為は、労働三権の法律に触れる可能性があるため、本来は慎重に行うべきであります。厳格かつ適正に進められているかの確認は、捜査機関と連携すべきであり、議会だけで調査するということは望ましくないと考えます。

したがって、願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 陳情第28号、職員団体の組合費給与天引き、いわゆるチェックオフ手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求めることについての陳情につきましては、我が会派としては不採択というふうに判断いたしました。

理由については簡潔に述べますが、いずれも法令に基づいて執行されておりますので、願意に沿い難いということで不採択と判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 陳情第28号について、公明党として不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。組合費の給与天引き、つまりチェックオフに関しては、本市において条例で天引きを定めており、また、職員に採用された際の組合加入のときには、研修会を開いてその旨の説明をしており、同意書や約束の書面などは必要がないことから、願意に沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 陳情第28号について、日本共産党は願意に沿い難いと判断をいたしました。

以下、簡潔にその理由を述べさせていただきます。

陳情項目1のチェックオフ制度運用については、旭川市において合意文書はないものの、旭川市職員の給与に関する条例を根拠に、意思確認もなされた上で控除できるものとなっております。2点目の同意書についても、条例で控除できることから、同意が含まれていると解釈できます。3点目の職員の政治的中立性は、従来から研修などで行っているということでありました。

以上の点から考えると、陳情者が懸念されているような実情はないと判断いたします。よって、今回の陳情については不採択とすべきと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 陳情第28号、職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求めることについて、旭川市民連合は、不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に判断理由を述べます。

チェックオフ制度に関して、2014年の総務省公務員課による通知、チェック・オフの適正化の状況についてにおいて、北海道内では、条例の根拠規定のないチェック・オフ項目がある団体はゼロとされており、道内の自治体では、既に適切な条例に基づいた整備がされています。

また、陳情事項にある、「合意に当たっては」以降の記載や、「庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう」といった記載は、労働組合の自主的な運営に対する当局の介入であり、労働者の正当な権利を侵害、妨害する対応に当たると考えます。

いずれにせよ、本市の職員団体は、働く職員の賃金や労働条件及び労働環境の維持改善のために活動しており、本陳情に記されているような庁舎内における特定政党への支援活動や政治的活動が展開されている状況にはないと考えております。

以上のことから、本陳情の願意には沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 チェックオフについては、先ほどからお話が出ているとおり、給与条例にも載っておりますし、同意についても認められるのかなと思っております。組合のほうに議会が関与して調査するとかっていうことは、全く別の機関なのでできないものと考えておりますので、不採択とすべきと考えております。

○高橋ひでとし委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第28号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第28号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、地方行財政に関する事項についてを議題といたします。（1）旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画（令和8年度版）の作成について、理事者から報告願います。

○三宮行財政改革部長 旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画（令和8年度版）について御報告申し上げます。

多くの公共施設等の老朽化が進む中、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供するとともに、施設の更新等に係る財政負担の軽減、平準化を図るため、本市では、旭川市公共施設等総合管理計画に基づき、各種取組を進めております。このうち、施設保有量の最適化の取組につきましては、第1期アクションプログラム施設再編計画を策定いたしまして、各公共建

建築物の将来像と取組状況を整理しておりますが、その実現に向けて、地域住民や利用団体との協議が必要なものもあり、予算編成作業の中で実施時期等に変更が生じる可能性もあるため、毎年度、定期見直しを行い、このたび令和８年度版として取りまとめたものでございます。

資料の２ページを御覧ください。令和７年度取組についてでございます。上段のグラフに延べ床面積、施設数の推移を示しておりますが、令和８年４月１日時点では、昨年同時期に比べて８施設減少し、延べ床面積は約３万３００平米減少しております。なお、計画の最終年度となります令和２１年度末の目標の達成に向けては、さらに延べ床面積で約１０万７千５００平米の削減が必要となっております。３ページの表は、令和７年度中におけます主な延べ床面積の増減をまとめたものでございます。

次に、５ページを御覧ください。（２）その他の取組についてでございます。

上から２段目、②廃校施設の利活用促進では、新たな取組といたしまして、公開型GISを活用し、売払い物件の情報を市ホームページで公開するなど、情報発信を強化したところでございます。次に、③地域集会施設の活用に関する取組についてですが、実施計画改訂案を作成いたしまして、使用料、手数料の見直しに併せてパブリックコメントや市民説明会を実施するなど、市民参加の取組を推進したところでございます。

次に、４の今後の取組についてでございます。①施設の将来像の実現に向けた取組の更なる推進に関しましては、特に市民文化会館の整備に合わせまして、近隣市有施設の機能集約による施設再編について検討してまいります。③地域集会施設の活用に関する取組につきましては、改訂した実施計画に基づきまして、本年１０月から、開館時間の統一化や共通料金の導入等、第２段階の取組を実施してまいります。④第２期アクションプログラム等の策定に向けた取組については、現計画の期間が令和９年度末までとなっておりますため、関係する計画等を見直しを行ってまいります。

６ページ以降は、類型別に個別施設について整理したものでございます。

今後も引き続き、施設再編計画に定めている施設の将来像の達成に向け取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前１０時２０分